



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社日本ケアサプライ  
代表者名 代表取締役社長 金子博臣  
(コード：2393、東証第二部)  
問合せ先 取締役管理本部長 栃木清一郎  
(TEL. 03-5733-0381)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と業務執行を行わない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 30 条(取締役の責任免除)に第 2 項を、また第 41 条(監査役の責任免除)に第 2 項を追加するものであります。

なお、定款第 30 条第 2 項の追加に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 30 条 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 31 条～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第 31 条～第 40 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 41 条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。この場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)  
定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以 上